地域資源情報バンク利用に係る確認事項（物件所有者）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 項目 | 確認 |
| １ | 　登録を希望する建物は居住を目的としたものですか？※貸家および建売住宅の場合、登録することができません。 |  |
| 2 | 　申請者は、物件の所有権者であり、売買や賃貸を行うことができる方ですか？※上記の者でない場合、所有権者の委任状を必要とします。 |  |
| 3 | 　登録を希望する物件は適正に管理されていますか？※管理の状態によっては、登録ができない場合があります。 |  |
| 4 | 　登録を希望する物件は、ほかに媒介契約をしていますか？※すでに媒介契約済みの物件は登録することができません。 |  |
| 5 | 　物件の媒介は、県宅建協会に登録された業者が行うことになります。契約成立の際は、法で定められた媒介手数料が発生します。 |  |
| 6 | 　物件登録の前に、建物の調査を行います。建物内部の調査に関しては、立会を行います。 |  |
| 7 | 　物件が登録された場合、その詳細について町ホームページや窓口において公開されます。 |  |
| ８　 | 　町は、交渉や契約で発生するトラブル等には一切関与しません。 |  |
| ９ | 　物件を登録後、２年間未契約の場合は自動的に登録抹消となります。　※再度登録を希望する場合は、もう一度申請いただく必要があります。 |  |
| 10 | 建物、土地は登記されていますか？　　　　　　　　　　　　　　　※登記されていない場合、交渉などで時間がかかる場合がございます。 |  |